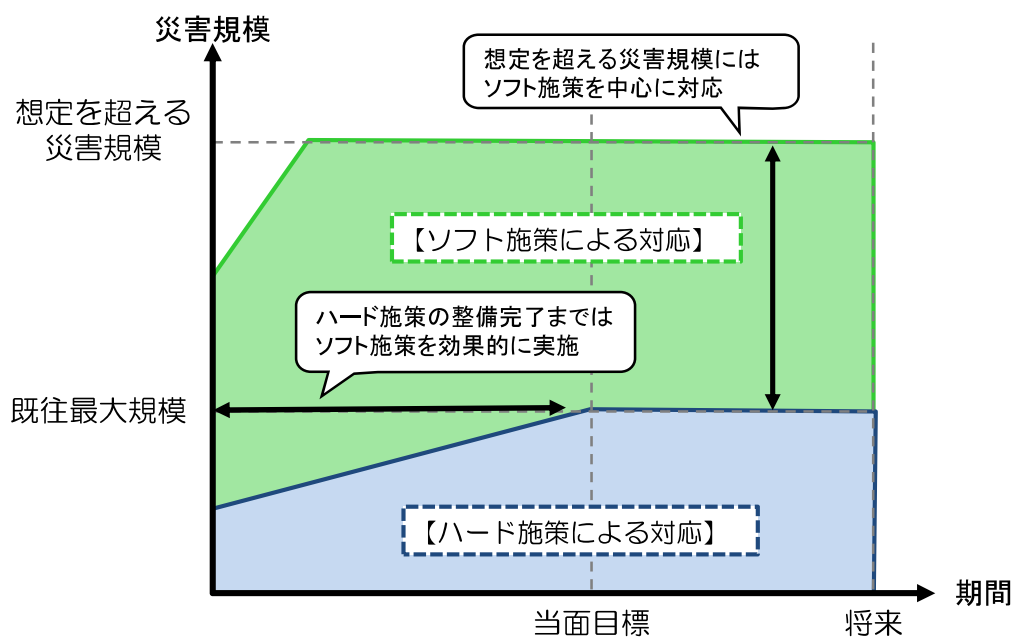


8-6 防災・減災対策の取組施策、スケジュール

(1) 災害規模に対する取組施策の対応

既往最大規模に対処するハード施策については、被害の軽減や、住民の安心感の供与など、一定の効果を発揮しており、これまでの取組を着実に進めていきます。しかしながら、ハード施策だけでは、想定を超える災害に対して、完全に被害を防ぐことはできません。

そのため、ハード施策では防ぎきれない想定最大規模については、「命を守る」ことを前提として、ソフト施策を中心に対処を行います。加えて、ハード施策は事業の完了までに時間を要することから、比較的短期間で事業が実施出来るソフト施策を効果的に実施していきます。



※上図はイメージ図です。各種災害や取組により、目標とする災害規模、期間等は異なります。
 ※災害規模については、今後、気候変動の影響等により変化があることに留意下さい。

【想定を超える災害規模】

災害種別	発生頻度等
洪水	概ね1000年に1回程度超
高潮	既往最大規模の台風を想定（室戸台風相当の中心気圧と伊勢湾台風相当の移動速度、半径）、高潮と同時に河川での洪水を考慮、最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む
津波	福岡県に襲撃する可能性のある想定津波のうち、最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルについて、以下のように選定 ・南海トラフの巨大地震・西山断層・対馬海峡東の断層 ・周防灘断層群主部

【ハード対策・ソフト対策】

ハード 施策	道路・河川・下水道・ 港湾・公園の整備等
ソフト 施策	情報発信・訓練・体制、 避難場所の強化等

【既往最大規模】

災害種別	発生頻度等
洪水	概ね50~150年に1回程度超
高潮	過去に発生した最大規模の高潮
津波	比較的発生頻度の高い津波

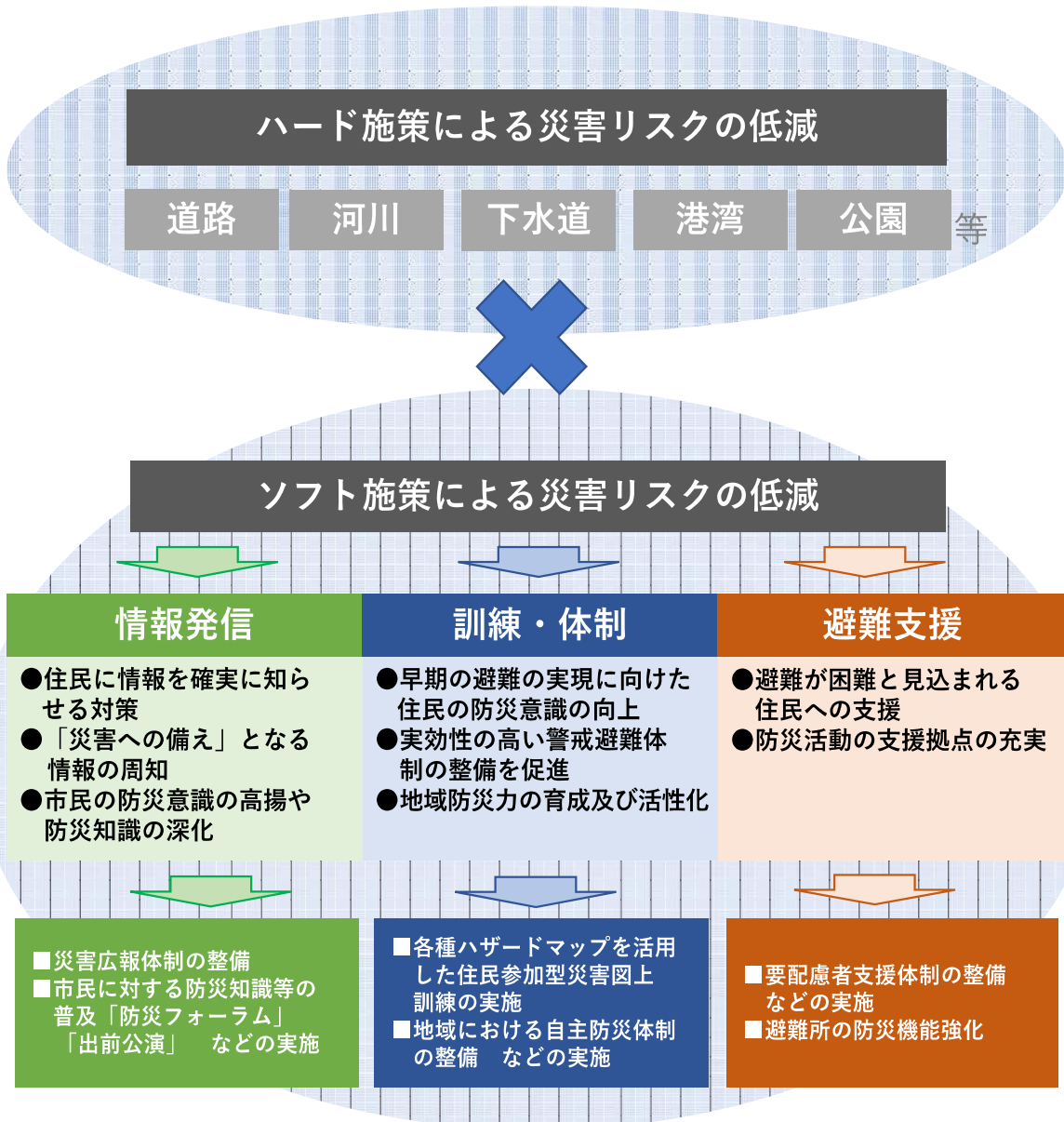
(2) 取組施策の考え方

想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提に、被害をいかに小さくするかということを主眼に、ハード施策とともに、ソフト施策を重層的に組み合わせた「減災」対策を推進します。

また、災害の対策については、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、都市機能誘導区域・居住誘導区域であるかに関わらず取り組みます。

【取組施策の考え方】

- 「人命の保護」を最大限に図るため、ハード施策と共にソフト施策を重層的に組み合わせた減災対策の実施
- 市・住民・事業者等の多様な主体の協働による総合的な防災対策の実施
- 市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、居住誘導区域内外に関わらず災害対策を実施



(3) ハード施策による災害リスクの低減

1) 洪水・内水

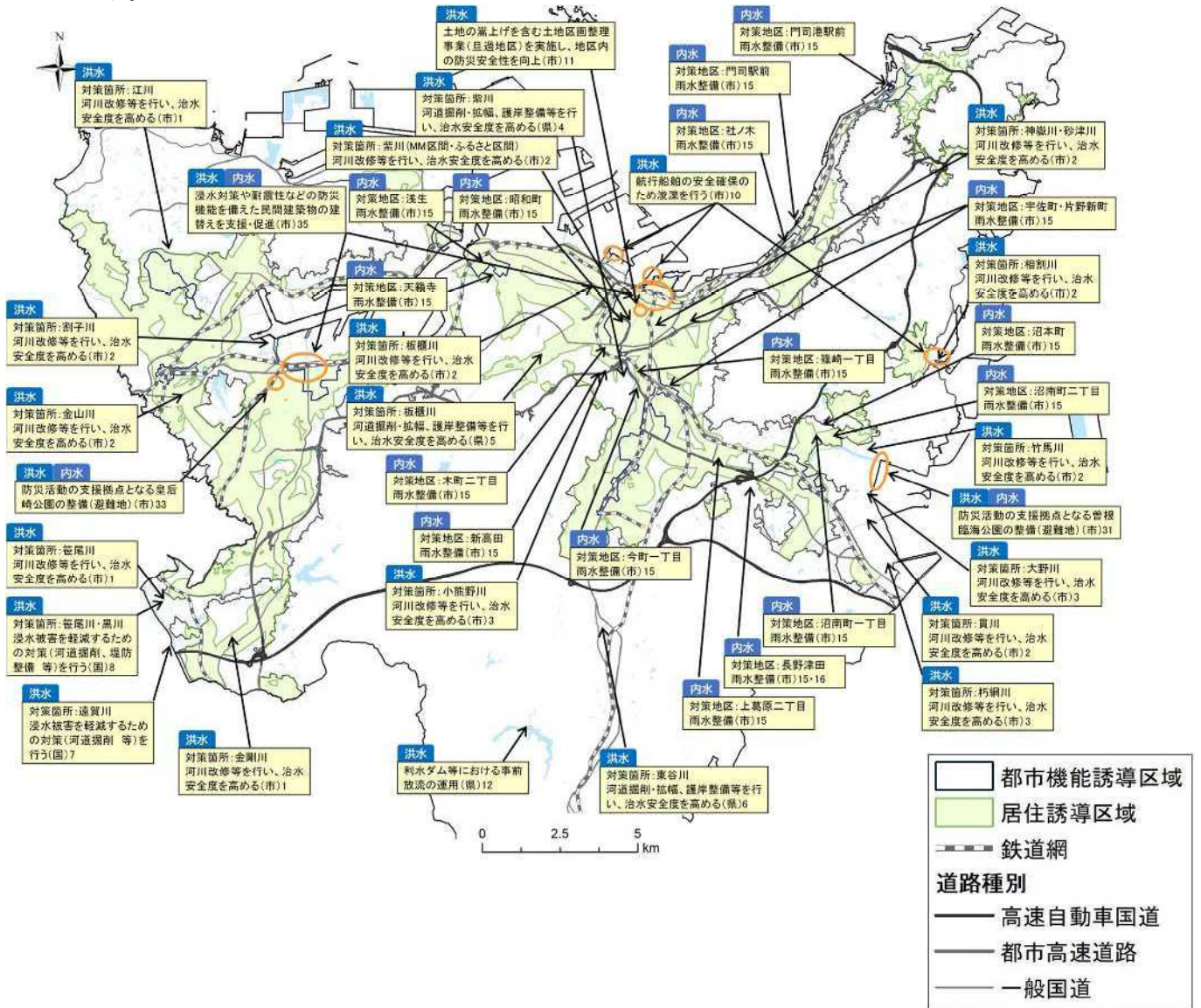
洪水及び雨水出水（内水）並びに風害を予防するために必要な事業、または施設の整備に取り組みます。

【治水対策】

- 大雨時の浸水被害の激甚化・頻発化に対処するため、河川の掘削、護岸改修等の対策を実施し、流域の安全性の向上を図ります。
- 治水・防災・まちづくり・建築等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進します。

【下水道事業】

- 雨に強いまちづくりを推進するため、雨水整備事業、浄化センター及びポンプ場の施設整備をすすめます。



■流域治水プロジェクト

【流域治水プロジェクトとは】

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要がある。

河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、流域全体で早急を実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を実施していく。

(北九州市内の流域治水プロジェクト)

一級河川（遠賀川水系） 遠賀川流域治水協議会

遠賀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした、「遠賀川流域治水協議会」を令和2年8月に設置。

二級水系 北九州・宗像圏域 流域治水協議会

福岡県の二級水系を4つの圏域に分割し、「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的として、「北九州・宗像圏域 流域治水協議会」を令和3年5月に設置。

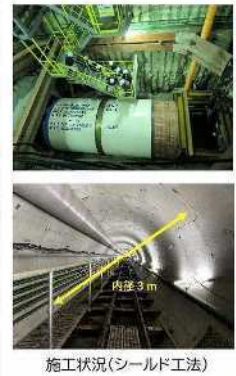
■具体的な取組施策



河床の掘削



雨水管等の整備



施工状況(シールド工法)



※施工イメージ

河口部の浚渫

2) 土砂

土砂災害等の予防のために、必要な事業及び施設の整備に取り組みます。

【治山対策】

○森林整備保全事業計画（令和元年度～5年度）に基づき、山腹崩壊によって流出する土砂による災害を未然に防止するため、治山事業を県が市内において実施します。

【急傾斜地対策】

○自然のがけで当該急傾斜地の土地所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者において改善処置を行うことが困難、不適當なもの等一定の条件を満たすものについては急傾斜地崩壊防止工事を施工できます。

【土石流防止対策】

○流域における荒廃地域を発生源とした土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設などを守ることを目的に、一定の要件を満たすものについて、対策工事を施工します。

3) 地震

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の大規模地震における教訓を踏まえ、都市基盤整備など震災に強いまちづくりを、本市のおかれた自然的・社会的状況に応じて、市民の理解と協力を得ながら積極的、計画的に推進していきます。都市基盤整備の推進等に当たっては、中長期的な視点に立って計画的に整備を推進していきます。

【民間建築物の耐震化促進】

○民間建築物（ブロック塀等を含む）の耐震化については、所有者が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要です。そのため本市は、所有者が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるよう、耐震化に関する情報提供や相談体制及び助成制度の充実など、必要な環境整備や支援施策並びに適切な指導を行います。

【面的整備事業の推進による市街地の防災性の強化】

○都市再開発等面的な整備においては、避難地などのオープンスペースの確保、道路の整備及び建築物の耐震不燃化など、市民の理解と協力を得て、中長期的な視点で災害に強い安全なまちづくりを進めます。

【公共建造物の耐震点検、補強】

○道路、橋梁、河川、港湾等の公共土木施設については耐震基準等の検討を行い、点検を実施し、緊急輸送道路ネットワーク等に配慮しながら施設の整備・補修の中で計画的に耐震性向上に必要な補強改修を行います。

【下水道施設の整備】

○施設の設計に際しては、建築基準法等の改正や耐震設計指針の改訂を踏まえ、耐震性能の向上を図ります。また、既設施設については耐震性能を向上させる補助工法や補強、改良を施し、震災被害の拡大を防ぎます。